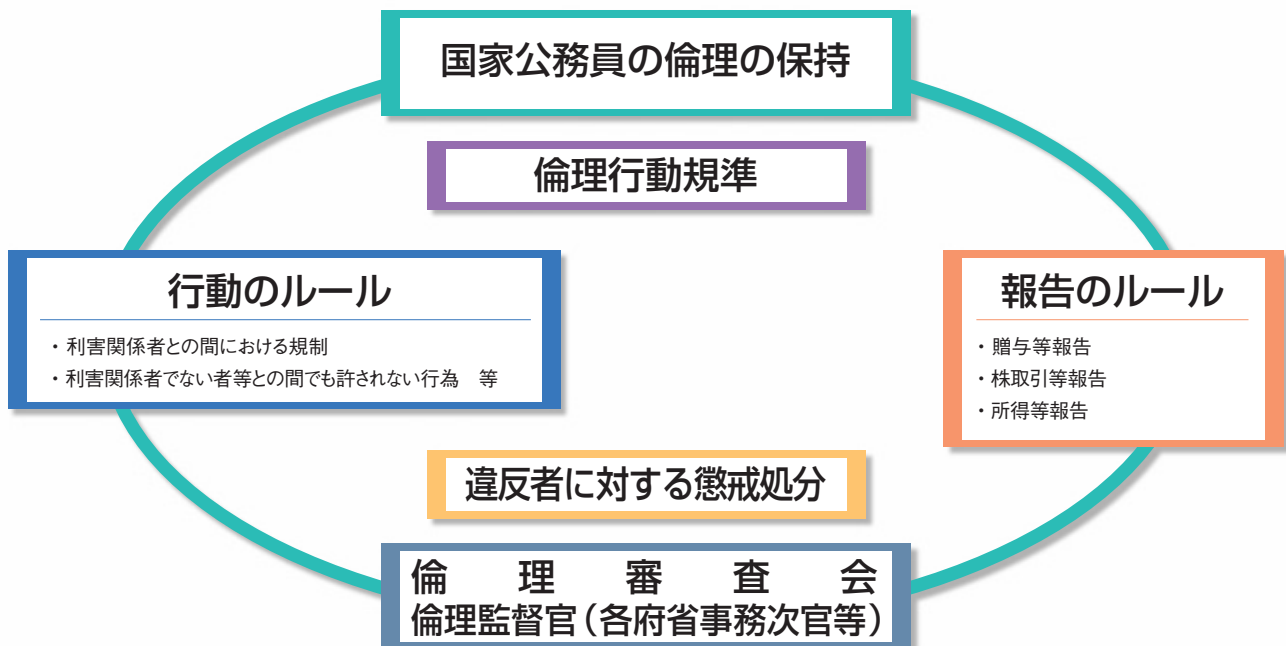
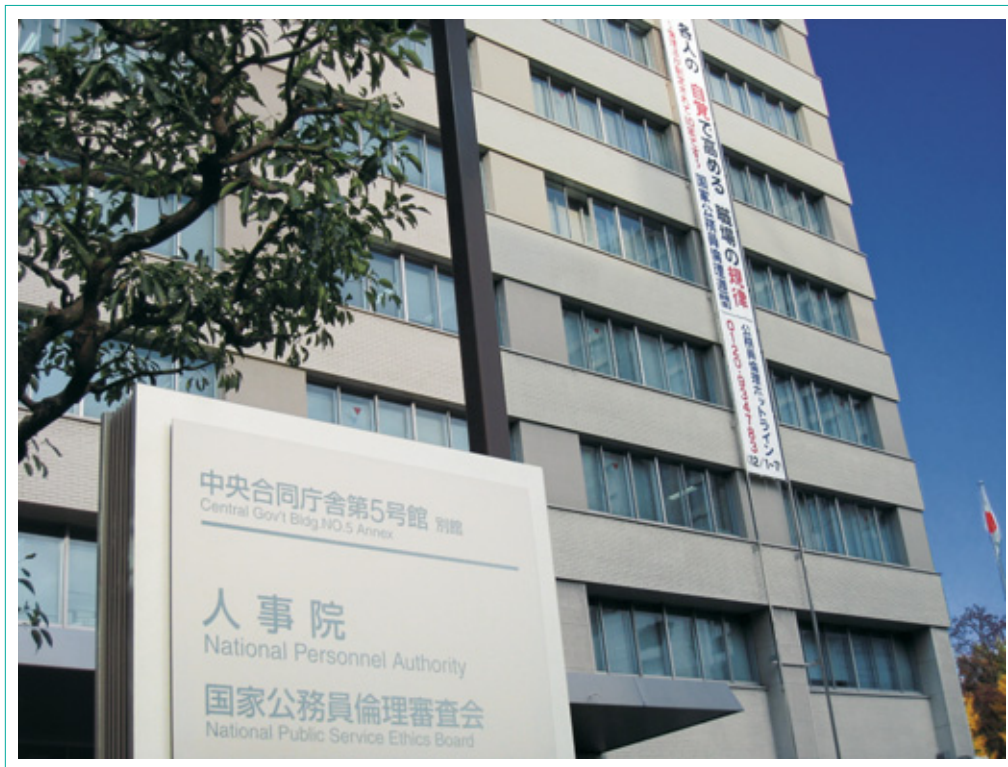


国民の信頼を確保するために

国家公務員倫理審査会の活動

国家公務員倫理審査会は、国家公務員法及び国家公務員倫理法に基づいて、人事院に設置されている機関です。公務に対する国民の信頼確保という倫理法の目的の下、国家公務員の職務に係る倫理の保持に関する様々な事務を所掌しています。



倫理制度のうち、倫理行動規準、行動の具体的なルールについては国家公務員倫理規程で定められています。これは、倫理審査会の意見の申出を受けて定められた政令です。

倫理審査会の組織と所掌業務

■倫理審査会は、会長と委員4人（うち1人は人事官）の計5人で構成されています。

主な所掌業務

- 倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出
- 国家公務員の倫理保持に関する事項の調査研究・企画
- 国家公務員の倫理保持のための研修の総合的企画・調整
- 各種報告書の審査
- 倫理法等違反の場合の懲戒処分の基準の作成・変更
- 倫理法等違反の疑いがある場合の調査・懲戒の手続の実施、懲戒処分の承認
- 各府省等への指導、助言、必要な措置の要求 など



草野委員 北城委員 吉本会長 羽入委員 篠塚委員

国家公務員倫理審査会

倫理規程の一部改正に関する意見の申出

■平成17年2月8日、倫理審査会は、内閣に対して「国家公務員倫理規程の一部改正に関する意見の申出」を行いました。

施行後満5年を迎えるに当たって、各方面の様々な意見やアンケート調査結果等も踏まえて多角的に検討を行った結果、改正の必要があると認め、監修料の取扱いの適正化を図る、組織的違反行為を規制する、規制基準を分かりやすくする、という基本的な考え方に立って行ったものです。

この意見の申出を受けて、国家公務員倫理規程の一部が改正され、平成17年4月1日から改正後の倫理規程が施行されています。

倫理規程の詳しい内容については、倫理審査会のホームページをご覧ください。（<http://www.jinji.go.jp/rinri/>）

広報・研修活動等

■倫理審査会では、倫理法・倫理規程を十分理解してもらうために、広報・周知活動や研修に関する業務を行っています。

倫理制度の概要を分かりやすく解説した各種のパンフレットを作成し、国家公務員や経済団体、国家公務員と接する機会がある民間企業等に配っています。また、毎年12月1日から7日までの1週間を国家公務員倫理週間として、啓発活動を行っています。

研修の関係では、倫理法等の周知徹底のため、各地で倫理制度説明会を開催したり、倫理研修のための教材開発を行ったりしています。

倫理規程の概要

● 倫理規程は、許認可等の相手方、契約の相手方など、職員にとって「利害関係者」となる者の範囲を定めた上で、利害関係者との間で禁止されることなどを規定しています。

利害関係者との間で禁止される行為の例

- 贈与を受けること
- 供応接待を受けること
- 金銭の貸付けを受けること
- 無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けること
- 未公開株式を譲り受けること
- ゴルフや旅行を共にすること
- 第三者に対して上記のような行為をさせること

利害関係者との間でも禁止されない行為の例

- 広く一般に配るための宣伝用物品・記念品を受領すること
- 学生時代の友人からの香典・祝儀を受領すること※
- 職務として出席した会議で簡素な飲食の提供を受けること
- 立食パーティーで飲食の提供を受けること

※ 利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て、国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、ます。

その他の禁止行為

- 社会通念上相当と認められる程度を超える接待等を受けること
- つけ回しをすること
- 国の補助金・経費により作成される書籍等や国が過半数を買い入れる書籍等の監修や編さんを行った場合に、その報酬を受領すること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受すること

自分の飲食費用を職員が自ら負担する場合や利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。

ただし、職員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。

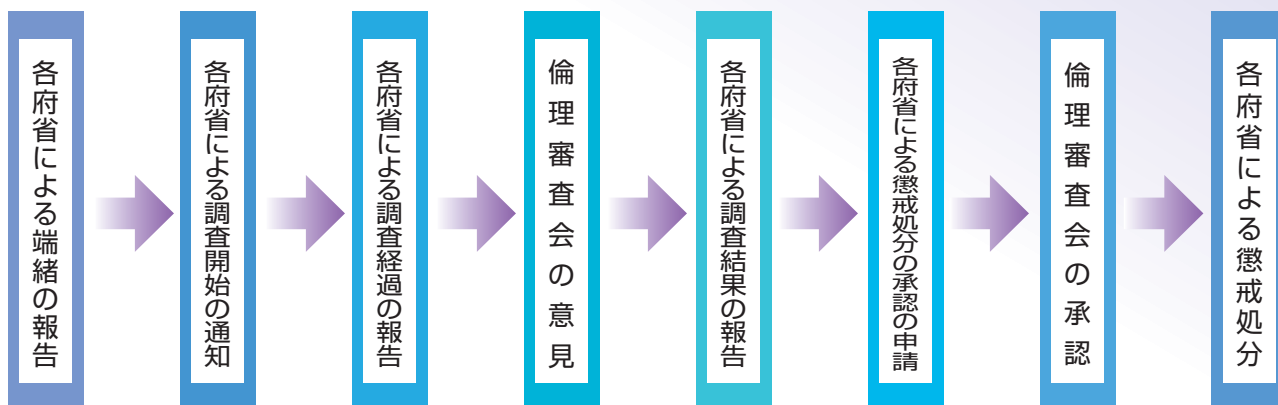
なお、第三者からであっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けることはできません。

※ 青字の部分は平成17年4月の改正で追加された新たな禁止行為等です。

違反の疑いがある場合の調査・懲戒

● 倫理法等に違反する行為に関しては、倫理審査会と任命権者がそれぞれ調査・懲戒権を持っています。各府省が懲戒処分を行う際は、倫理審査会の承認が必要です。違反に係る情報が入ると、倫理審査会や各府省でその情報を点検し、内容を確認します。確認の結果、違反の疑いが認められる場合には、正式調査に移ります。また、将来同種の違反事案が再び発生しないようするための再発防止策についても、各府省に指導しています。

倫理法に基づく正式調査の流れ

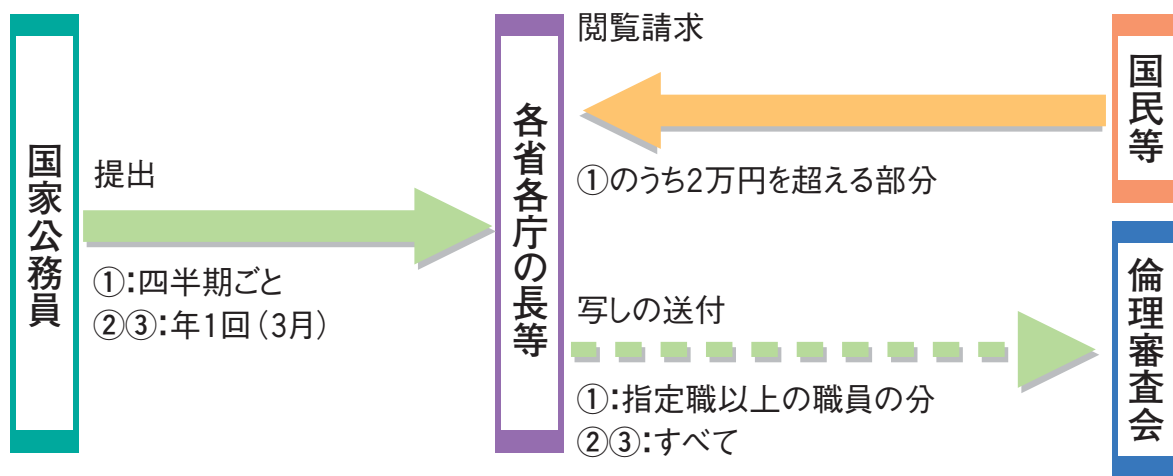


各種報告書の審査

■倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めています。

- ① 贈与等の報告（本省課長補佐級以上の職員。事業者等からの5,000円を超える贈与等について報告）
- ② 株取引等の報告（本省審議官級以上の職員）
- ③ 所得等の報告（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員）

報告の手続の流れ



倫理審査会では、送付された報告書の写しについて審査を行っています。審査は、職務の執行の公正さを歪めるような不適切な贈与・株取引等はないか、報告書の提出は適正に行われているかという観点から行っています。

倫理審査会で審査する年間の件数は、贈与等報告書約2,400件、株取引等報告書約60件、所得等報告書約1,300件です。そのうち、贈与等報告書については、原稿料や講演料など報酬に関するものが約7割を占めています。

倫理規程に反すると思われる行為に気付かれた方は国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。匿名は厳守します。

連絡先

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

tel: 03-3581-5344 e-mail: rinrimail@jinji.go.jp

ホームページ: <http://www.jinji.go.jp/rinri/>